

NO	組織目標	質問内容	担当課	回答
1	【※意見】	<p>身延町行政改革大綱(第四次)概念図の「Ⅱ基本理念、Ⅲ達成目標、Ⅳ基本方針」の、この文言こそ身延町行政の課題が表現されていると思う。</p> <p>膨大な行革実行プラン、町議会でこそ議論すべき問題だと思うのですが、行革推進委員会ではもっと領域を特化し、焦点化し、町長の諮問事項に答申することができるかと動きが見えてくるように思うのですが、行革推進委員会条例第2条に沿ったものに近づいてほしいと思う。</p>	総務課	<p>地方公共団体においては、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質な公共サービスが確実・効率的に実施されるよう、地域の実情に応じ、自主的に行政改革に取り組んでいるものであります。</p> <p>このような考え方の基、本町でも行政改革大綱を定め、実行プランを策定し、取り組む中で、町民の皆さんの代表として、行政改革推進委員会さんを委嘱し、町長の諮問に対する答申をいただき、また、実行プランに対するご意見をいただいているものであります。</p>
2	【※質問】 ・超過勤務の抑制	働き方改革については、どのような取組がなされているか。	総務課	<p>毎週水曜日と金曜日を「ノー残業デー」と位置づけ取組んでおります。また、今年度からは、第2第4金曜日を完全定時退庁日と設定し、職員のワークライフバランスの推進を図っております。</p> <p>夜間、会議等がある場合には、その分出勤を遅くするなどの「時差出勤」も実施し、超過勤務の抑制に努めております。</p>
3	【※質問】	<p>以下のような事項は議会で議論されなかったのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行革の目標は「行政の効率化」「行財政の削減」が大きな柱のはず、総務課から「交通防災課」へ、政策室が「企画政策課」へ、観光課から「身延観光センター」と課長職が増となり、人口減少、行財政減少の中、行政組織のスリム化、統合化を目指す方向であったはず。</li> <li>●町民課は「福祉保健課」や「税務課」に統合化を目指し、スリム化を検討すべきではないか。</li> <li>●政策室が「企画政策課」となったが、町の歌の作成もいいが、身延町の最大の課題(人口減少、老人人口の増加、ライフライン等の維持・管理費の増加、財政の健全化等)が見えてこない。</li> <li>●行政トップの町長の長期ビジョンが見えない。企画政策の中にもっと町長のビジョンを強く訴えて欲しい。</li> </ul>	<p>総務課 及び 企画政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今回の「行政組織条例」の改正は、防災体制の充実・強化等を図るとともに、より効果的な住民サービスの向上のため行ったもので、交通防災課を新設しましたが、水道課と環境下水道課を統合し、環境上下水道課としましたので、課の総数に変更はありません。観光センターへの派遣につきましては、3年間の時限での派遣であります。</li> <li>●町民課につきましては、合併当時は税務課の業務も含んだ事務分掌で事務を行っておりましたが、一つの課として行う事務量があまりにも多いため、平成20年度に、町民課と税務課に分けたものであり、現時点での統合は難しいと考えます。</li> <li>●身延町の町づくりにつきましては、身延町総合計画、新町建設計画、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき、諸施策を進めているところであります。</li> <li>監査委員による平成28年度決算審査意見書では「決算収支状況は、一般会計並びに特別会計共に、実質収支において、すべて黒字決算となっており、職員の経費節減、事務・事業の効率的な執行など、積極的な努力が見受けられる」と評価をいただいております。</li> <li>町財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの比率もすべて良好であり、本町の財政運営は健全であると言えます。</li> <li>●「生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかった」町づくりを目指して、身延町長期総合計画には、今後町が取り組むべき施策を掲げています。また、平成27年に策定した、「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少に歯止めをかけるために5つの基本目標を設定して現在、鋭意施策を推進しています。この中で、将来を担う子どもたちの教育環境の充実及び子育て支援策は特に力を入れて取り組んでいます。</li> </ul>

NO	組織目標	質問内容	担当課	回答
4	【※質問】	身延町の地方債の返済基金の実態(基金残高、地方債残高、特に臨財債残高)はどうなっているのか。今までの行革の会議の中でまったく見えてこなかったので説明してください。	財政課	別紙により報告します。 【定義】 ・平成29年度普通会計決算数値 ・千円単位 ・臨時財政対策債の内容
5	鳥獣害の軽減	昨年度の捕獲数はそれぞれ何頭だったのか。	産業課	・ニホンジカ → 561頭 ・イノシシ → 168頭 ・ニホンザル → 240頭 ・ツキノワグマ → 2頭 ・カラス → 4羽
6	遊休農地解消の推進	①28年度には649,000㎡だった遊休農地が、29年度には一気に219,000㎡になったのか？ ・30年度の目標は「H29・遊休農地219,000㎡をH30・200,000㎡にする」とあり、29年度の目標は「H28・遊休農地649,000㎡をH29・598,000㎡にする」でした。 ②数字の根拠の平易な説明が必要ではないか。 ・身延町農業委員会 活動整理カード ( <a href="https://www.nca.or.jp/card/view/karte/city/19365">https://www.nca.or.jp/card/view/karte/city/19365</a> )によると農地の利用状況調査は「地図及び航空写真を利用して、農業委員の目視にて調査」とあり、26年には71.74%だった遊休農地率が、27年には桁違いの5.56%になっている等、一般人のリテラシーでは理解し難く感じる。	産業課	①毎年、農業委員会により荒廃農地調査を実施して、再生利用が可能なA分類と再生利用が困難なB分類に遊休農地を区分けしています。 目標設定には、A分類の数値を使用していますが、H29の調査では、真に再生可能かの判断を厳しく行ったため、A分類は著しく減少し、B分類が増加することとなりました。 B分類は、長年にわたる耕作放棄により、森林化しているものがほとんどです。遊休農地解消にはA分類となる再生可能農地への働きかけが必要で基盤整備、担い手の確保等の対策を講じる必要があります。 ②H26までは、A分類とB分類を合わせた数値により遊休農地率を算出していましたが、H27年からはA分類の数値のみで遊休農地率を算出しているため、数値が大きく乖離している要因となっています。
7	遊休農地解消の推進	具体的にどこの土地を、どのようなプランで着手しているのか。 担い手の確保などは公募するのか。	産業課	・ハード対策として、県の中山間地域総合整備事業等により、清子・下山地区等では農道、水路、鳥獣害防止柵等の基盤整備、相又・大城(湯平)では遊休農地を含めてほ場整備を行い耕作条件の改善を図り、遊休農地の解消を行っています。 ・ソフト対策として、人・農地プランを西嶋、手打沢、宮木、豊岡、常葉、大野の6地区で策定し、持続可能な農業を推進すると共に中山間地域等直接支払制度(19集落)や多面的機能支払交付金(7集落)を活用し、農地の維持管理等を支援しています。 また、担い手の確保のため、県や農協、農業委員等と連携し、新規就農者の発掘・支援を行っています。
8	多様な生き方・働き方の支援のための環境整備	病後児保育などはどのようにしているのか。	子育て支援課	仕事などの都合のため、病氣中あるいは病氣回復期にある子どもの育児が家庭において行えない場合、医療機関に併設された保育施設で一時的に預かる事業です。 町内の保育施設は、飯富病院で実施しております。 また、本年度からは県内にある病後児保育事業施設をどこでも利用いただけるようになりました。

身延町行政改革実行プラン(第2次改訂版)質問及び回答

【行政改革推進委員会】

NO	組織目標	質問内容	担当課	回答
9	民生委員・児童委員の定数調整等、関係組織の適正な運営、各委員等の資質の向上に努める。	身延地区委員33名を29名に減らすという根拠と理由は？	身延支所	<p>県のヒアリング等で、定数削減の指導を受けています。</p> <p>このことを受け、来年度の委員の改選を機に、定数の削減を考慮し、身延地区の目標として4地区(下山・身延・豊岡・大河内)において1名ずつ減で調整を図りたいと考えております。</p>
10	門野の湯の利用者数の増	参考H28年度13,065人→H29年度標記(上記の欄)では13,223人となっているがどちらが正しいのか。	身延支所	<p>再度データを確認しましたが、平成28年度の利用者数は13,065人です。昨年の数値に誤りがあり、大変申し訳ありませんでした。訂正をさせていただきます。</p>
11	自然の里運営	先日函館市の定期観光バス(中型)(小型)もあり500円、1,000円で1日楽しめた。ホテル発で利用できる。 みのぶ自然の里発で、和紙現代工芸館→八日市場大聖寺→木喰の里微笑館→身延山→奥の院・赤沢の宿や早川町の観光資源も利用すると一日充分充実した観光バスツアーが可能である。	観光課(みのぶ観光センター)	<p>みのぶ自然の里は、身延町の情報発信の拠点基地として、身延町内を周遊できるコースづくりを旅行会社と一緒に作成し、現在10月頃から売り出しを計画しています。これを企画し売り出すには、旅行業法に基づく資格が必要になるので、業者(ツーリストジャパン)にお願いしています。</p>
12	町観光推進体制の確立	日本全国参拝者(観光客)の多い寺院には、必ず活気づいた門前町が存在する。観光客はこの門前町の美味しい食べ物に吸い込まれるのである。 伊勢神宮ですら「おかげさま横丁」があるから観光業者はコースを企画し、客を増加させている。 身延町の門前町の改善が絶対に必要である。	観光課(みのぶ観光センター)	<p>現在町では観光課、身延山、身延山観光協会(門内活性化委員会、みのべーション288)等と定期的に会議を開催し、身延地区の課題を共有すると共に、解決策等を三者で協議するなど対応をしています。</p> <p>昨年度は、法主猊下からの寄付により、中部横断自動車道の開通に向け、3つのICから身延山への誘導看板を設置しました。本年度は、商店街を中心とするベンチの更新設置を行いました。今後も、引き続き開催して行く予定です。</p>
13	学校における安心感向上の体制整備	熱中症対策として、エアコンの整備などはどのようにしているのか。	学校教育課	<p>町内各学校の普通教室はエアコン設置済です。</p> <p>また学校環境衛生基準の一部改正により教室の望ましい温度の基準が見直されたことにより、空調機器の適切な運用と温度のみで判断せず、その他の環境条件や児童生徒の健康状態を観察した上で判断し、適切な措置をするよう各学校へ周知しています。</p>
14	安全でおいしい給食の提供	①調理員の研修だけでなく学校給食に関わる全ての人が連携して安全に努めてほしい。 ②衛生管理を徹底し、既に作成済みかとは思いますが、作業工程表等の作成やチェック表を通して作業効率の向上にもつなげて欲しい。	学校教育課	<p>①6月27日に行いました県教委主催の「異物混入再発防止研修」には、教育長、学校教育課長、給食事務担当、調理員が参加し、学校からは管理職、栄養士が参加しました。また、7月31日には峡南保健福祉事務所衛生課に協力をいただき、「給食施設の衛生管理」についての研修を学校給食、保育園給食関係職員の合同で行い、安全・安心・おいしい給食について再認識しました。</p> <p>②毎日、作成している調理作業工程表も見直し、複数人で点検や、確認する項目を追加しました。</p>

NO	組織目標	質問内容	担当課	回答
15	安全でおいしい給食の提供	異物混入があったと聞いているが、その後対策は。	学校教育課	<p>6月25日に山梨県スポーツ健康課の立入指導があり、同日、町学校給食関係職員会議を行いました。6月27日に県教委主催の研修が富士川町であり参加しました。7月11日に峡南保健福祉事務所衛生課の現地指導があり、7月31日には衛生課の職員に講師をお願いし衛生管理について研修を行い、安全・安心な学校給食の重要性を関係職員で再認識しました。</p> <p>また、使用している消耗品、器具類、食缶類も総点検し歪んでいるものや、長年使用しているものは新しい物と交換、調理員の作業帽子もフード付きに変更しました。</p> <p>毎日作成している調理作業工程表もチェック項目を追加し、異物混入対策を強化しました。</p>
16	施設の利用促進・スポーツ活動の推進	<p>スポーツ施設の利用については、いつでも気軽な姿勢で対応していただき感謝している。また、スポーツ教室等の活動や体協専門部活動に対しても創意工夫した活動が展開されている。限られた予算の中でも多くの町民が参加して良かったと言える教室等を計画していただくと大変有り難い。スポーツ活動を通して少しでも町の活性化につなげる努力を継続して欲しい。</p>	生涯学習課	<p>今後もニーズの把握と創意工夫で、町民の皆様に喜ばれ、親しまれる事業を、関係団体と連携を密にして計画していきたい。</p>

平成29年度決算：基金に関する状況

基金の設置状況に関する調

(単位：千円)

基金名称	H28末現在高	H29積立額	積立の理由	H29取崩額	取崩の理由	H29末現在高
財政調整基金	1,669,650	837	利子	0		1,670,487
減債基金	1,299,144	870	利子	0		1,300,014
(その他特定目的基金)	3,248,719	712,372		31,278		3,929,813
公共施設整備基金	1,099,720	100,703	一般財源・利子	0		1,200,423
湯町開発基金	48,363	6,557	一部入湯税・利子	0		54,920
下郡簡易水道及び久那土・古閑簡易水道整備基金	70,818	9	利子	12,048	対象事業(水道事業繰出)へ充当	58,779
中山間ふるさと・水と土保全対策基金	25,867	11	利子	0		25,878
地域情報通信施設整備基金	30,395	5	利子	8,754	施設管理委託料に充当	21,646
中富地域町営住宅建設基金	110,626	70	利子	0		110,696
非常災害対策基金	75,128	40	利子	0		75,168
地域福祉基金	507,000	296	利子	296	利子相当分を高齢者福祉費に充当	507,000
文化振興基金	14,389	6	利子	0		14,395
福祉教育学校等就学奨励基金	2,551	0	利子	180	福祉等教育奨励金に充当	2,371
ふるさと振興事業施設管理基金	29,990	1,286	指定管理者納付金・利子	0		31,276
なかとみ現代工芸美術館美術品購入基金	3,947	1	利子	0		3,948
育英奨学基金	3,562	0	利子	0		3,562
教育施設整備基金	353,347	302,830	一般財源(財産収入含む)・利子	0		656,177
まちづくり振興基金	702,672	300,448	合併特例事業・利子	0		1,003,120
佐野實地域振興基金	170,344	110	利子	10,000	児童医療費に対する助成事業に充当	160,454
合計	6,217,513	714,079		31,278		6,900,314
土地開発基金	313,797	116		0		313,913
(その他定額運用基金)	0	0		0		0
合計	313,797	116		0		313,913

積立基金

定額運用基金

平成29年度決算：地方債に関する状況

(単位：千円)

地方債名	H28末現在高	元利償還額			H29発行額	H29末現在高
		元金	利息			
公共事業等債	116,947	12,733	11,522	1,211		105,425
公営住宅建設事業債	321,121	28,884	22,200	6,684		298,921
災害復旧事業債	73,216	13,319	13,031	288	17,100	77,285
緊急防災・減災事業債	25,903	4,373	4,274	99		21,629
教育・福祉施設整備事業債	87,639	28,018	26,058	1,960		61,581
一般単独事業債	1,636,310	122,612	115,545	7,067	880,000	2,400,765
旧合併特例事業債	1,548,332	86,606	80,732	5,874	869,600	2,337,200
過疎対策事業債	959,756	138,675	132,469	6,206	178,400	1,005,687
財源対策債	54,476	9,857	9,318	539		45,158
臨時財政特例債	5,089	3,179	2,991	188		2,098
減税補てん債	68,889	15,502	15,053	449		53,836
臨時税収補てん債	6,573	6,673	6,573	100		0
臨時財政対策債	770,705	286,776	282,951	3,825		487,754
合計	4,126,624	670,601	641,985	28,616	1,075,500	4,560,139
うち 繰上 償還 額	公営企業債に係るもの					0
	転貸債に係るもの					0
	公共用地先行取得債に係るもの					0
	任意に行ったもの		216,921	H24臨時財政対策債 176,874千円 H24旧合併特例事業債 40,047千円		216,921
	その他					0
	小計		216,921		0	216,921
公営企業債償還額(繰上償還分を含む)						
転貸債償還額(繰上償還分を含む)						
通常元利償還額		453,680	425,064	28,616		
		670,601				

**2 臨時財政対策債**

担当 地方債課

**【平成29年度の主な改正点】**

特になし。

**【事業の概要】** 平成29年度から平成31年度の間に関り、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行するものである。

**【同意等基準】** 臨時財政対策債については、地方財政法第33条の5の2第1項の規定に基づき算出した額を対象とする。

**【運用要綱（簡易協議等手続関係）】** 臨時財政対策債の同意等予定額は、地方財政法第33条の5の2第1項の規定に基づき算定した額とするものであること。

また、臨時財政対策債の資金については、市町村（指定都市を除く。）に対して原則としてその全額に公的資金を配分することとし、財政融資資金を優先的に配分すること。都道府県及び指定都市に対しては、その一部に公的資金を配分すること。

個別地方公共団体への財政融資資金の配分額は、原則として、地方財政法第5条各号に該当する経費から特定財源を控除した額又は起債額のいずれか少ない額の範囲内とすること。

**【充 当 率】** 100%

**【資 金】** 財政融資資金，地方公共団体金融機構資金，市場公募資金，銀行等引受資金

**【最近の計画額と発行状況】**

(単位：億円)

区 分	26	27	28	29
計 画 額	55,952	45,250	37,880	40,452
発行(予定)額	54,787	44,426	37,397	—